

荒川上流部改修100周年実行委員会規約（案）

（名称）

第1条 この会は、荒川上流部改修100周年実行委員会（以下「実行委員会」という。）という。

（目的）

第2条 実行委員会は、平成30年に荒川上流部の近代改修から100年を迎えることから、これを契機に地域の方々に荒川の改修の歴史、地形、特性を改めて認識していただくため、荒川上流域での効果的な広報・啓発活動を実施し、各関係機関が意見交換、調整、情報共有及び連携・協力をを行うことを目的として設置する。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 「荒川上流部改修100周年実施行事」の実施に関すること。
- 2 その他、目的を達成するために必要なこと。

（実行委員会）

第4条 実行委員会の組織は次のとおりとする。

- 1 実行委員会の構成は、委員長1名、委員28名とする。
- 2 委員は、別紙のとおりとする。
- 3 実行委員長は、荒川上流河川事務所長とする。
- 4 実行委員会を補佐するため、実行委員会に幹事会を置く。なお、幹事は実行委員会を組織する当該自治体並びに国土交通省所管事務所の担当課長（これに相当するものを含む）をもって組織する。

（実行委員会の運営）

第5条 実行委員会の運営は次のとおりとする。

- 1 実行委員会及び幹事会は委員長が招集する。また、委員長は必要に応じて文書をもって委員の意見を聴取し、実行委員会の開催に代えることができる。
- 2 実行委員会は、委員に代わり委員が指名した代理者の出席を認めるものとする。
- 3 幹事会は、幹事に変わり幹事が指名した代理者の出席を認めるものとする。

（事務局）

第6条 実行委員会の円滑な運営を図るため、実行委員会に事務局を置く。なお、実行委員会の事務局は、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所に置く。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附則 この規約は、平成30年 1月17日から施行する。

荒川上流部改修100周年実行委員会 委員名簿

委員一覧	
さいたま市長	独立行政法人水資源機構利根導
川越市長	水総合事業所長
熊谷市長	独立行政法人水資源機構荒川ダム
川口市長	総合管理所長
行田市市長	○国土交通省荒川上流河川事務所長
東松山市市長	国土交通省荒川下流河川事務所長
鴻巣市長	国土交通省二瀬ダム管理所長
深谷市長	
上尾市長	
戸田市市長	
朝霞市長	
志木市長	
和光市長	
桶川市長	
北本市市長	
富士見市長	
坂戸市長	
川島町長	
吉見町長	
鳩山町長	
寄居町長	
板橋区長	
埼玉県 県土整備部河川砂防課長	
東京都 建設局河川部計画課長	

○：実行委員会委員長